

定 款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当社は、株式会社ソフトアカデミーあおもり と称する。

英文では、Aomori Software Academy Inc. と表示する。

(目 的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータおよび情報通信システムの利用に関する教育業務
2. 不動産、コンピュータおよび情報通信システム関連機器の賃貸業務
3. コンピュータ並びにその周辺機器および情報通信システムの開発、斡旋、販売並びに受委託業務
4. コンピュータおよび情報通信システムの開発に関する調査並びにコンサルタント業務
5. コンピュータ技術者および情報通信技術者の派遣業務
6. コンピュータを利用した給排水設備に関する設計および審査並びに検査代行業務
7. 研修会、講演会、展示会等の企画および開催
8. 情報の収集、分析および提供
9. コンピュータおよび情報通信システムのサポート、保守並びに運用管理業務
10. パッケージソフトウェアの開発斡旋、販売並びに賃貸
11. デジタル電気製品、デジタル電子機器の販売並びに賃貸
12. 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を青森県青森市に置く。

(公告の方法)

第4条 当社の公告は、青森市において発行する東奥日報に掲載する。

(機 関)

第5条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査役

第2章 株式

(発行する株式の総数)

第6条 当社の発行する株式の総数は、28,000株とし、すべて額面株式とする。

第7条 削除

(株券の不発行)

第8条 当社の株式については、株券を発行しない。

(株式の譲渡制限)

第9条 当社の株式を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取り扱いおよび手数料は、法令または本定款ほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

(株式名簿の閉鎖および基準日)

第11条 当社は、営業年度末日から定時株主総会の終了の日まで、株主名簿の記載の変更を停止する。

2 前項のほか、株主または登録質権者として権利を行使すべき者を確保するため、その他必要があるときは、あらかじめ公告して一定期間株主名簿の記載の変更を停止し、または基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集の期間)

第12条 当社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合随時これを招集する。

2 前項の定時株主総会において権利を行使すべき株主は、毎年3月31日最終の株主名簿に記載された株主とする。

(招集者)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長がこれを招集する。

2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序にしたがい、他の取締役がこれを招集する。

(議長)

第14条 株主総会の議長は、代表取締役社長がこれにあたる。

2 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって決する。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合において、代理人は、総会毎に当会社に代理権を証する書面を提出しなければならない。

(議事録)

第17条 株主総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印するものとする。

第4章 取締役および取締役会

(定員)

第18条 当会社の取締役は、20名以内とする。

(選任の方法)

第19条 当会社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を

有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、就任後2年以内の最終の決算期に関する定時総会終了の時までとする。

2 任期満了前に退任した取締役の補欠として、または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

(取締役会)

第21条 取締役会は、代表取締役社長がこれを招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故があるときは、取締役会の決議をもって、あらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会を招集するには、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して通知を発するものとする。ただし、取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを省略して、取締役会を開くことができる。

(取締役会の決議)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって決する。

(取締役会の議事録)

第24条 取締役会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領および結果を記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。

(代表取締役および役付取締役)

第25条 当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によりこれを定める。

2 取締役会は、その議決により、取締役会長1名、取締役社長1名のほか、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、本定款の定めによるほかは、取締役会の決議により別に定める「取締役会規程」による。

(報 酬)

第27条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

(相談役および顧問)

第28条 当社は、取締役会の決議により相談役および顧問を置くことができる。

第5章 監査役

(定 員)

第29条 当社の監査役は、1名以上とする。

(選任の方法)

第30条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(任 期)

第31条 監査役の任期は、就任後4年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終了の時までとする。

2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(報 酬)

第32条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議により定める。

第6章 計 算

(営業年度)

第33条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(利益配当)

第34条 利益配当は、毎営業年度末日現在における株主名簿に記載された株主または登録質権者に対して支払う。

(配当金等の排斥期間)

第35条 利益配当金がその支払提供の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払い義務を免れるものとする。

(附 則)

第31条の規程にかかわらず、平成14年5月1日後最初の決算期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のおり任期は3年とする。